

いわて健康経営事業所認定制度 Q&A

Ver.1.0

【対象】

Q1 本社が岩手県外にあります。県内の支社・支店でも認定制度の対象となりますか。

A1 本制度の対象とする事業所等とは、岩手県内において事業活動を行う企業、法人及び団体としており、県外に本社（主たる事業所）がある事業所であっても、県内に事業所を有して事業活動を行っていれば申請することができます。

なお、県外の本社が一括で「健康経営宣言」をしている場合は、認定申請書に加入保険者の「健康宣言認定書」等の写しを添付してください。

【認定のメリット】

Q2 認定事業所のメリットとしては、何がありますか。

A2 健康経営に積極的に取り組む事業所等として、知事から「岩手県健康経営認定事業所認定書」が交付されます。また、認定事業所として「ロゴマーク」を使用することができます。（ロゴマークのシール等を配付予定です。）

なお、県と医療保険者等は、認定事業所が行う従業員等への健康づくりの取組を広報するとともに、保健所等による出前講座や健康教室、アドバイザーの派遣、健康情報や健康イベント等の情報提供など、健康経営推進のための支援を行うこととしています。

【健康経営宣言・登録】

Q3 健康経営宣言していない事業所でも、認定申請できますか。

A3 まずは、健康経営宣言していることが必要です。認定を受けようとする事業所は、加入している保険者（協会けんぽ等）が実施している健康経営宣言に関する事業に登録してください。なお、既に登録している場合は、あらためて登録する必要はありません。

【申請】

Q4 申請書、評価シートの提出は、メールやFAXでもできますか。

A4 メールやFAXでの提出は認められません。認定申請書に社判・代表印を押印のうえ、「評価シート」を添付して、郵送又は持参により提出してください。

【認定基準】

Q5 5つの認定基準のうち、取組を行っていない項目がありますが、認定申請しても構いませんか。

A5 「評価シート」で適合状況をチェックして、5つの基準をすべて満たしていることを確認したうえで申請してください。取組を行っていない項目については、認定取得に向けて、取組の目標のひとつとしてください。